

総務委員会会議録

- 1 期 日 平成27年12月11日(金)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午後 1時57分
〈休憩 午後3時24分～3時30分〉
- 4 閉会時刻 午後 4時31分
- 5 出席者 委員長 鈴木久男 副委員長 野口安男
委員 内藤澄夫 委員 栞原通泰
" 鷺山喜久 " 二村禮一
" 窪野愛子 " 松本 均
- 当局側出席者 市長、総務部長、企画政策部長、危機管理監、
南部行政事務局長、会計管理者、議会事務局長、
水道部長、消防長、所管課長ほか
- 事務局出席者 議事調査係 赤堀義幸

6 審査事項

- ・議案第107号 平成27年度掛川市一般会計補正予算(第6号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第9款 消防費
第12款 公債費
第13款 予備費
第2条 債務負担行為の補正
第3条 地方債の補正
- ・議案第111号 平成27年度掛川市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- ・議案第115号 平成27年度掛川市水道事業会計補正予算(第1号)について
- ・議案第116号 掛川市個人番号の利用に関する条例の制定について
- ・議案第117号 掛川城公園駐車場条例の制定について
- ・議案第118号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第119号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- ・議案第120号 掛川市税条例の一部改正について
- ・議案第121号 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について
- ・議案第122号 掛川市住民投票条例の一部改正について
- ・議案第123号 掛川市印鑑条例の一部改正について
- ・議案第124号 掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について
- ・議案第125号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- ・議案第129号 土地の取得について
- ・議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川城公園駐車場)
- ・閉会中継続調査申し出事項について 9項目

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成27年12月11日

市議会議長 竹嶋善彦様

総務委員会 委員長 鈴木久男

7 会議の概要

平成27年12月11日（金）午後1時57分から第3委員会室において、全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第107号 平成27年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について

- 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第1款 議会費
 - 第2款 総務費
 - 第9款 消防費
 - 第12款 公債費
 - 第13款 予備費
- 第2条 債務負担行為の補正
- 第3条 地方債の補正

人件費について

〔総務部長 説明 14:00～14:03〕

〔質 疑 14:03～14:07〕

○野口安男副委員長

見込みで給与補正されているが、条例等の改正も必要だと思うが、今回の補正の意図を伺う。

●釜下総務部長

臨時国会が開かれなかったことを受けて、総務省から各地方自治体の給与条例の改定については、国の法改正を待って行うべきとの指導があった。本11月定例会においては、給与条例等の改正議案は提出していない。

例年11月補正においては、年間の人件費の所要額の補正を行っており、本年度の人事院勧告の実施がほぼ確実であると判断されたので、年間の所要額についての補正の計上を併せてさせていただいた。

○野口安男副委員長

条例改正をしなくても補正することは、法的に問題はないのか伺う。

●釜下総務部長

条例改正が予算に先行することは出来ないが、予算が先行することは特段問題が無い。

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

〔財政課 説明 14:07～14:09〕

〔質 疑〕 なし

第2款 総務費

〔行政課 説明 14:09～14:10〕

〔質 疑〕 なし

第2款 総務費

〔企画調整課 説明 14:11～14:14〕

〔質 疑 14:14～14:28〕

○栗原通泰委員

ふるさと納税について86品目との説明を受けたが、この取り扱い店数を伺う。

●山本企画調整課長

個別の店舗数については確認させていただく。

86品目は全て、これっしか処と委託契約をしている。こちらからは、申し込みのあった品目をお知らせするだけで、これっしか処が品物を取り扱う業者とのやりとりを行っている。

○内藤澄夫委員

業者の中には、やってみたいという声も聞くが、その点は如何か。

●山本企画調整課長

取り扱いに関しては公募を行い、これっしか処が取り扱いの代理店になっていただいた。

個別の品目になると直接これっしか処との接点がないという場合もあるので、どのようなマッチングがあるのか少し研究させていただく。

○内藤澄夫委員

これっしか処が代理店になることで手数料が発生すると思うが、どの位の手数料を取るのか。

●神谷経営戦略係主査

1万円を寄附していただいた場合、5,000円のものをお返しする。5,000円のうちの20%の1,000円をこれっしか処にお支払いする契約をしている。

○内藤澄夫委員

例えば、10万円の場合、市に5万円が入る。本来ならば半分の5万円を返さなければいけないが、手数料や送料で2割かかるので、寄付者には4万円が返るということでよいか。

●神谷経営戦略係主査

そのとおりである。物・税・送料を含めて4万円という解釈でお願いしたい。

○内藤澄夫委員

例えば、他の業者が1割の手数料で請け負いたい場合はどうか。

●山本企画調整課長

改めて公募をかけ提案条件のよいものを選ぶことになると思う。

○内藤澄夫委員

人工賃等かかるかもしれないが、2割の手数料はいかがかと思う。1年契約ということなので、次回の公募の際は、なるべく少ない手数料でやっていただく業者を選定して欲しい。

●鈴木企画政策部長

当初考えていたよりも多くの寄附をいただいている。また、86品目もの数を取り扱っていただけるのは、これっしか処だけである。もっと安くやっていただけたところがあれば、公募にするのか入札にするのか、より広くやっていただけたところをお願いしたい。

○鈴木久男委員長

ふるさと納税者が多い反面、出費も多い。これに対して市長の見解は。

●松井三郎市長

ふるさと納税の趣旨が、こういうかたちで広がっていくことは想定していなかったし、ある意味では如何なものかを感じる。

掛川を故郷だという思いで寄附をしてくれるということなので、返礼については1,000円から1

万円だったものが、今では半分だったり6割だったり。これは、もはや掛川の地場産物をどのように全国に売っていくかという考え方に変わってきている。

掛川行政としては、掛川の名品・産物など地場のものをどう全国に売っていくか。あるいは掛川市に1泊してもらう。来ていただいた方におもてなしをする、あるいは、宿泊券を提供するなど色々なかたちもある。

掛川市の振興に役立てていくとうことに事業趣旨が変わっているのです、そういうつもりでないと、なかなかこの事業を進めるのは難しいと考える。

○鷺山喜久委員

2割の手数料は高いと思う。同時に寄付者へ返礼する際には、市長の顔写真入りのお礼状も入っているのか。

●山本企画調整課長

市長名で観光パンフレットとともにお礼状を送付している。

○窪野愛子委員

寄付者の多いところは東京都からと聞いているが、遠いところはどんなところがあるのか。

●山本企画調整課長

北海道は198件、沖縄県は43件の寄付があった。

第2款 総務費

〔生涯学習協働推進課 説明 14:29～14:31〕

〔質 疑 14:31～14:49〕

○内藤澄夫委員

地域環境整備交付金1,620万円の減額について、見通しが甘いと思うが。実際にはやれなかったということか。

●松井三郎市長

行政側でモデル3地区に環境整備費を100万円に限定し実施をしていただいた。この100万円の使い方が十分であるかどうかをモデル事業として検証しているところである。

○内藤澄夫委員

3地区の予算金額はどのくらいだったのか。

●大石生涯学習協働推進課長

1自治区当たり80万円として積算した。大淵地区では自治会が9つあるので720万円となっている。南郷については8地区で640万円、西山口は7地区で560万円で、3地区で1,920万円を予算組みしている。

予算を使おうと思えばできる部分もあったが、我々も安全の担保等、研究不足のところもあったし、地区の方も成熟していない状況である。交付金事業やソフト事業もやっているし、人の組み替えもやっている。それに併せて、この事業の推進ということなので、交付金は3地区に100万円とした。

概ね、設立した1年目に運用していただくには妥当な金額だと思っている。

第2款 総務費

〔市民課 説明 14:50～14:50〕

〔質 疑〕 なし

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

①議案第107号 平成27年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について

- 第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第9款 消防費
第12款 公債費
第13款 予備費
- 第2条 債務負担行為の補正
第3条 地方債の補正

全会一致にて原案のとおり可決

②議案第111号 平成27年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

〔水道総務課 説明 14:51～14:55〕

〔質 疑 14:55～14:57〕

○栗原通泰委員

集中豪雨での濁り水に対しても配慮されている修理費と理解すれば良いか。

●松下水道総務課長

濁り水の関係については、来年度対応していく予定である。今回については、老朽化した施設等の修理費を増額補正するものである。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

②議案第111号 平成27年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

全会一致にて原案のとおり可決

③議案第115号 平成27年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

〔水道総務課 説明 14:57～15:01〕

〔質 疑〕なし

〔討 論〕なし

〔採 決〕

③議案第115号 平成27年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

全会一致にて原案のとおり可決

④議案第116号 掛川市個人番号の利用に関する条例の制定について

〔行政課 説明 15:02～15:09〕

〔質 疑 15:09～15:18〕

○栗原通泰委員

第3条の後半に「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するもの」とあるが、追加資料で説明を受けた「掛川市における利用事務」を指してのことなのか。

●中村行政課長

個人番号は、行政の効率化を念頭に設計されている。市の事務においても行政の効率性を求め

る事務で取り扱っている。

○栞原通泰委員

その件については理解している。3条の趣旨の「自主的かつ主体的に」とある部分が、別紙の「掛川市における利用事務」のことを指しているのかという質疑である。その下に上記法定事務以外の独自利用事務については、現在調査中となっているので、その点の説明を願う。

●中村行政課長

掛川市における利用事務については、現在使われるであろうという事務である。

3条の「自主的かつ主体的に」とは、これ以外に掛川市として独自利用する事務というものが考えられていくので、それに対して積極的に個人番号を使っていきたいという位置づけである。

○栞原通泰委員

独自利用事務については、現在調査中となっているが、ここでは示すことはできないのか。

●中村行政課長

個人番号を実際に利用する担当課へ、どのような事務が有効的に取り扱えるのか調査依頼をしている。調査に基づき、現在の利用事務よりも違う事務があれば、それは独自利用事務として取り扱うことになる。

○鈴木久男委員長

栞原委員、理解できたか。

○栞原通泰委員

理解できないが、それ以上答弁無ければ結構。

○鈴木久男委員長

当局、答弁あるか。

●釜下総務部長

資料にある掛川市における利用事務については、国で示した中から、市が使えるようなものということで決定している。これで相当な範囲をカバーできると考える。

さらに市が単独でやっている事業についても個人番号の使用が考えられる。

将来的に個人番号の利用範囲が医療関係等に広がっていくとなれば、それに応じて市の独自の利用を加えていくということになる。

当面、3月までに条例化すべきものがあるかどうかを今調査しているところである。

●松井三郎市長

今回のマイナンバー制度の導入により、行政側だけが効率化が求められ利便性の向上が図られる。市民側からすると、どのような利便性があるのかということが欠けている。このことから、マイナンバー制度を導入することにより、市の色々な業務がマイナンバーと連動して使えないかということは今検討しているところである。

このマイナンバーをもっと利用し、市民ももっと利用ができるような利便性を図るべきということが、この条例の趣旨だと理解している。

国の制度や連携があるので、ここで答えできないが理解を願いたい。

○鷺山喜久委員

現在、配達されているが、不在等で実際に市役所へ戻っている通数はどのくらいあるのか。

●山崎市民課長

43,093通のうち、昨日現在で2,971通戻ってきている。12月3日で配達が終了しているので、これ以上増えることはないと思う。

○栞原通泰委員

今回の説明資料を区長会へ配布しても良いか。

- 中村行政課長
市民の方に周知していただければありがたい。

〔討 論〕

- 鷺山喜久委員
反対の立場から討論する。
一貫して、このことについては反対をしているということ。市民にとって利用頻度が少ないということの2点を述べて反対討論とする。

〔採 決〕

- ④議案第116号 掛川市個人番号の利用に関する条例の制定について

賛成多数にて原案のとおり可決

- ⑤議案第118号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 15:19～15:21〕

〔質 疑 15:22～15:23〕

- 鷺山喜久委員
簡単に言うと共済年金から厚生年金へということだが、今までの法律に基づいた共済年金の金額と厚生年金になったの金額は同額なのか。この制度によって、年金の金額が低くなるのか、その点を伺う。

- 中村行政課長
年金の種類によって調整率が少し変わったので比較しにくいですが、若干低くなっている。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

- ⑤議案第118号 掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

〈休憩 15:24～15:30〉

- ⑥議案第119号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 15:31～15:32〕

〔質 疑 15:32～15:33〕

- 鷺山喜久委員
字句が変わることによって、大きな変更はないと思うが如何か。確認の意味で伺う。

- 中村行政課長
共済組合法が無くなり厚生年金法に統合されたということで、条文は全く同じであり何も変わる所は無い。

〔討 論〕 なし

〔採 決〕

- ⑥議案第119号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

⑦議案第120号 掛川市税条例の一部改正について

[納税課 説明 15:35~15:40]

[質 疑 15:40~15:42]

○鷺山喜久委員

地方税法の猶予の件について、10日が20日に変更することはあるのか。

●松浦納税課長

10日は、滞納処分に至るまでの期間のことである。納税者が納期限までに納付せず、督促状が発送され、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納税者が税金を完納しない場合には、差押などの滞納処分によって強制徴収するのが原則である。

ご質問の10日については変更はない。

○内藤澄夫委員

滞納者が猶予をある程度もてるということだと思う。滞納者にとっては納付時期を延ばすことができるということによいか。

●松浦納税課長

その通りである。

[討 論]

○鷺山喜久委員

反対の立場から討論する。

良い面もあるが、特に番号法の関係では字句が変わるだけとはいえ、番号法そのものが問題であるということで本条例には反対する。

[採 決]

⑦議案第120号 掛川市税条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

⑧議案第121号 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について

[企画政策部 説明 15:43~15:46]

[質 疑 15:46~15:48]

○鷺山喜久委員

指定管理する期間について説明願う。

●高柳文化振興室長

ステンドグラス美術館との一体管理を目指しているため、ステンドグラス美術館の指定管理期間の終期に合わせ、今後4年間を予定している。

[討 論] なし

[採 決]

⑧議案第121号 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

⑨議案第122号 掛川市住民投票条例の一部改正について

[企画調整課 説明 15:49～15:51]

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決]

⑨議案第122号 掛川市住民投票条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

⑩議案第123号 掛川市印鑑条例の一部改正について

[市民課 説明 15:52～15:53]

[質 疑 15:53～15:57]

○内藤澄夫委員

市役所で住基カードを用いて印鑑証明を交付することができないのか。

●山崎市民課長

当初は自動交付機を設置したが、現在は廃止しコンビニだけの交付としている。

○内藤澄夫委員

コンビニで住基カードを使用すれば印鑑証明が交付できて、市役所で交付できないのは解せない。印鑑証明のカードがなければ交付できないというのは如何なものか。

●山崎市民課長

市役所へ来庁していただければ窓口で交付が可能。以前は北公民館へも設置していたが費用対効果の面で、数千万の設置費、維持費もかかり廃止した経緯がある。

○内藤澄夫委員

コンビニでは採算が取れているのか。

●山崎市民課長

コンビニは市内に40数店舗あるなかで、採算よりも市民の利便性を考え交付を行っていただいている。

○栗原通泰委員

1月1日から条例が施行されるわけだが、個人番号カードの交付申請手続きを今行えば、12月に発行されるのか。

●山崎市民課長

機構からは、個人番号カードの印刷を1月から始めると聞いているので、1月下旬から2月頃になると思われる。

○栗原通泰委員

条例制定しておくということか。

●山崎市民課長

その通りである。先ほど行政課長からも説明のあったように住基カードも併行してコンビニ交付が可能であるのでご利用いただきたい。

[討 論] なし

[採 決]

⑩議案第123号 掛川市印鑑条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

⑪議案第124号 掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

[市民課 説明 15:58~16:01]

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決]

⑪議案第124号 掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

⑫議案第125号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

[消防総務課 説明 16:02~16:05]

[質 疑 16:05~16:08]

○窪野愛子委員

関連して、公務災害の症例があれば伺う。

●今駒消防総務課長

公務災害については、平成26年度に1件、平成27年度は今のところ発生していない。

○鷺山喜久委員

厚生年金になることで不利になると思われるが如何か。

●今駒消防総務課長

年金の一元化法は、優遇されていた共済年金が厚生年金と同等にするための法律改正であるので、金額的には少し下がることになる。

[討 論] なし

[採 決]

⑫議案第125号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

⑬議案第117号 掛川城公園駐車場条例の制定について

[地域支援課 説明 16:09~16:12]

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決]

⑬議案第117号 掛川城公園駐車場条例の制定について

全会一致にて原案のとおり可決

⑭議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川城公園駐車場）

〔地域支援課 説明 16:14～16:15〕

〔質 疑 16:15～16:16〕

○栗原通泰委員

指定の期間が中途半端であるが、他の施設と合わせたことによるものか。

●松浦地域支援課長

駐車場などの施設の管理運営は原則3年としているため、3年以内の中で年度末に期間設定した。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑭議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川城公園駐車場）

全会一致にて原案のとおり可決

⑮議案第129号 土地の取得について

〔管財課 説明 16:18～16:19〕

〔質 疑 16:19～16:29〕

○鷺山喜久委員

この金額の単価は、不動産鑑定士等に鑑定してもらったものか。

●笹本管財課長

史跡の公有化の決定については教育委員会の所管事項になるので、社会教育課から説明する。

●栗田社会教育課長

不動産鑑定の評価を取り、それに基づき契約者と交渉したうえで、この契約額に妥結した。

○鷺山喜久委員

ルールに基づいて鑑定したとのことだが、鑑定結果の単価で契約者は快く売却してくれたのか。

●栗田社会教育課長

おっしゃるとおりである。先に平米単価を算出し、それに基づき必要面積を乗じて総額を算定している。

○鷺山喜久委員

平米9,300円程度になると思うが、それで売っていただいたという解釈でよいか。

●栗田社会教育課長

実際には沢山の筆があり、地目によって評価額が違ってくる。総額を平均するとこの金額になる。

○栗原通泰委員

この土地の使用目的を伺う。

●栗田社会教育課長

横須賀城跡は国指定の史跡内であり、史跡を守っていくという目的で土地を取得した。ご存じの通り、広い土地があるので今後も取得していく方向である。その中で、具体的に今すぐに何かをやるわけではないが、まずは公有化して守っていくということが、第一の目的で土地の取得を

している。

○栗原通泰委員

この周辺に守るべき土地はどのくらいあるのか。

●栗田社会教育課長

今年が10年計画の2年目ということになるので、残り8年あるが、28年以降で購入すべき面積として、3万5,657.82平米ある。

●笹本管財課長

参考資料を配付する。

○栗原通泰委員

配付資料でいくとどこになるのか。

●栗田社会教育課長

27番である。28年以降については、斜線部分を購入していく。

●松井三郎市長

このエリアは、売り買いが難しく、自由な土地利用が一切できないように指定をしている。市が買い上げることができない所は除外したいと何度も文科省に交渉した。しかし、一旦、文化財として指定したエリアについては一切相成らないと、しばらく放置されていた。

地区集会で、相続するときに困る、売買もできない活用もできないから困るとの意見があった。それならば、市に買い上げてもらわなければ困るということで、10年計画を立てた。

これについては、8割という補助があるので、そういう意味で10年間で買い上げていくことになった。

全く私権が制限されてしまっているということである。

適正な鑑定をしっかりと行い取得している。

○内藤澄夫委員

宅地以外、現況は山林である。地目が畑ということであるが、現状を見れば単価的には高いと感じるが、この買収は土地収用法に該当するのか。

●栗田社会教育課長

公共事業の控除対象となり、2,000万円控除である。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑮議案第129号 土地の取得について

全会一致にて原案のとおり可決

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 9項目

閉会中継続調査申し出事項 9項目で了承

5) 閉会 16:31